

このたび、財団法人兵庫県消防協会は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条」の規定に基づき、兵庫県知事から公益法人の認定を受け、平成25年4月1日に登記申請を行い、平成25年4月1日より公益財団法人に移行しました。

今後とも、消防思想の普及徹底、消防設備の改善、消防活動の強化を図り、もって災害を防止し、公共の福祉の増進に寄与してまいりますので、引き続きのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、法令に基づき、旧法人からの権利義務は新法人がすべて継承いたします。

平成25年4月1日
公益財団法人兵庫県消防協会